

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

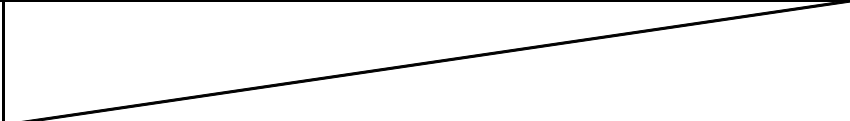
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	長岡市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	94-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate01/my-number.html

執行機関名 長岡市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	長岡市介護保険条例(平成12年長岡市条例第10号)第17条第2項の規定に基づく介護保険料の低所得者に対する特別軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長岡市個人情報保護条例別表第1 第2の項 長岡市介護保険条例(平成12年長岡市条例第10号)第17条第2項の規定に基づく介護保険料の低所得者に対する特別軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第1条、第129条、第142条	長岡市介護保険条例(平成12年条例第10号)第17条第2項

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。</p> <p>第142条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p>	<p>第17条 2 市長は、第8条第2号又は第3号に規定する区分に該当する者について、その者の属する世帯の世帯主その他の当該世帯に属する者の収入等の状況を勘案し、特にその生活が困窮していると認めるときは、保険料を減額することができる。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>長岡市介護保険条例(平成12年条例第10号) 長岡市介護保険条例施行規則(平成12年規則第21号) 長岡市介護保険料特別軽減(生活困窮者軽減)取扱要綱(平成17年告示第137号)</p>